



梅

ジェイシス税理士法人

〒543-0001
大阪市天王寺区上本町
8-9-23 JKPLACEビル2F
TEL 06 (6770) 1801
FAX 06 (6770) 1811
<http://www.jcss-tax.com/>

◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

国 税／平成26年分所得税の確定申告

2月16日～3月16日

(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税／贈与税の申告 2月1日(窓口受付は2日)～3月16日

国 税／1月分源泉所得税の納付 2月10日

国 税／12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

3月2日

国 税／6月決算法人の中間申告 3月2日

国 税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 3月2日

国 税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人
税の確定申告及び納付 3月2日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

地方税／固定資産税の第4期分の納付

市町村の条例で定める日

ワン
ポイント

給与所得者の特定支出控除の特例 給与所得者が、勤務に伴う一定の費用を、確定申告を通じて所得から控除できる特例。昭和63年分所得税から適用されましたが、適用件数は全国で毎年10件弱しかありませんでした。平成24年度税制改正で特定支出の範囲の拡大など制度が見直された結果、25年分の適用件数は約1,600件と大幅に増えました。

国民年金

第三号被保険者の届出 (改正)

国民年金の第三号被保険者(第二号被保険者の二〇歳以上六〇歳未満の被扶養配偶者)は、会社員等である第二号被保険者が退職したときや第三号被保険者自身の収入が増加したときには、第一号被保険者となる場合があります。

第二号被保険者の退職等により、実態としては第一号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第三号被保険者のままとなる不整合が生じていたことから、この問題の再発防止のための改正が行われました。

(注) 第一号被保険者とは、国内に居住する二〇歳以上六〇歳未満の者で、第二号被保険者、第三号被保険者のいずれにも該当しないものを言います。

一 被扶養配偶者非該当届

平成二十六年十二月以後に次の①または②のいずれかに該当

したときは、第二号被保険者が勤務する事業所、加入する健康保険組合、共済組合等を経由して、日本年金機構に届け出をすることとされました。

- ① 第三号被保険者の収入が基準額(年間収入一三〇万円等)以上となることが見込まれ、被扶養配偶者でなくなった。
- ② 配偶者である第二号被保険者と離婚した。

二 届出が不要とされるケース

次のいずれかに該当するときは、被扶養配偶者非該当届は不要とされます。

- ① 会社員等である第二号被保険者が退職したため、第三号被保険者に該当しなくなった。
- ② 第三号被保険者が就職し、被用者年金制度に加入した(第二号被保険者となった)。
- ③ 死亡したことにより第三号被保険者でなくなった。
- ④ 協会けんぽの適用事業所に使用される第二号被保険者が、その被扶養配偶者であった者について健康保険の被扶養者でなくなったことの届出(被扶養配偶者異動届)を、事業

主を経由して日本年金機構に提出した。

- ① については、第二号被保険者の退職(被用者年金制度の資格喪失)は、日本年金機構において事実確認が可能のため、第三号被保険者の届出は不要とされます。

④ については、加入している健康保険が「協会けんぽ」の適用事業所の場合に限り認められている扱いであることに注意を要します。

「健康保険組合」の適用事業所の場合は、前記一の被扶養配偶者非該当届の提出が必要となります。

一方、「協会けんぽ」の適用事業所の場合は、健康保険の被扶養者でなくなったことの届出をすることで、国民年金の被扶養配偶者非該当届の提出があったものとみなされるため、前記一の①または②に該当する場合であっても届出は不要とされています。

三 手続きの流れ

(一) 第三号被保険者
第三号被保険者が、前記一の

①または②に該当したときは、配偶者(第二号被保険者)が勤務する会社に、被扶養配偶者非該当届を提出します。

第三号被保険者に該当しなくなった者が、第一号被保険者になるときは、住所地の市区町村役場で第一号被保険者への種別変更手続きをする必要があります。この取り扱いに従来通りです。

(二) 会社

第三号被保険者であった者から被扶養配偶者非該当届の提出があったときは、受付日を記入し、基礎年金番号や届出書に記載された内容を確認のうえで、代表者名等を記入押印し、年金事務所等に提出します。

(三) 日本年金機構

被扶養配偶者でなくなった日から二か月経過しても第一号被保険者への種別変更の手続きが行われていないときは、その者に対し届出勧奨が行われます。届出勧奨を行ったにもかかわらず、被扶養配偶者でなくなった日から四か月を経過しても、届出がない場合には職権による種別変更を行うこととされています。

ます。

四 その他の手続き

国民年金制度では、冒頭で触れた被扶養配偶者非該当の手続きの他にも様々なものが定められています。

二〇歳到達、就職、婚姻や住所の変更など身の回りに変化が生じたときは、手続き漏れが生じないよう市区町村役場や年金事務所に必要な手続きを確認しておくといでしょう。

ここでは、その手続きの一部をご紹介します。

(一) 二〇歳になったとき

① 資格取得届

二〇歳の誕生日が近づくと、日本年金機構から「国民年金被保険者資格取得届書」が送付されます。必要事項を記入し、住所地の市区町村役場または年金事務所に提出します。

② 年金手帳の交付

国民年金の被保険者になると年金手帳が交付されます。年金手帳に記載された基礎年金番号は一人につき一つの番号[※]とされており、加入する年金制度（厚生年金保険や

共済年金）が変わっても、同じ番号を用います。

（注）基礎年金番号は平成九年から導入されました。それ

より前に転職を繰り返している複数の年金番号を持つていた場合は、年金事務所に過去の記録を一つにつなげる手続きを行います。

③ 保険料の納付

第一号被保険者は、国民年金保険料の納付義務があります。

前納制度（保険料の割引あり）や、将来の給付額を上乗せするための付加保険料、納付が困難なときの免除制度など各種制度が設けられています。

なお、納付困難であっても免除申請をしていなかったときは滞納扱いとされ、将来受ける年金の受給権や年金額に影響しますのでご注意ください。

(二) 就職

第一号被保険者が就職し、被用者年金制度の被保険者となる要件を満たす場合は第二号被保険者となります（六五歳以上の者で老齢年金等を受ける権利の

ある者を除く）。

手続きは会社が行いますので、被保険者自身が行う必要はありません。

手続きの際に基礎年金番号を用います。年金手帳又は基礎年金番号通知書を事業主に提出しますが、基礎年金番号が不明なときは、資格取得の手続き時に年金手帳再交付の申請をします。

第二号被保険者には、第一号被保険者に設けられている「日本国内に住所を有する二〇歳以上六〇歳未満」の要件がないため、就職時に二〇歳未満の者や海外に在住の者も国民年金の第二号被保険者として資格を取得します（現地採用は除く）。

(三) 退職・転職

第二号被保険者が退職し、第一号被保険者に該当するときは住所地の市区町村役場で手続きをします。

ただし、転職先が既に決まり、「退職日の翌日」と「再就職日」が同月にあり、再び第二号被保険者となる場合には、市区町村役場での手続きは不要です。

(四) 婚姻・転居

第一号被保険者は、住所地の

市区町村役場に対して住所や氏名を変更するための届出を行います。

手続きを怠っていた場合、ねんきん定期便等の大事な情報が届かないことがありますので、変更が生じたときは所定の届出を行っておきましょう。

第二号被保険者、第三号被保険者については、第二号被保険者を使用する会社を通じて手続きを行いますので、被保険者自身が手続きをすることを要しません。

(五) 海外居住

第一号被保険者が海外に居住することとなったときは被保険者の資格を喪失します。

将来の年金額低下を避けたいときは市区町村役場で手続きをし、任意加入をすることができます（海外居住者の任意加入は日本国籍の方のみ）。

なお、二〇歳以上六〇歳未満の任意加入被保険者が帰国し、日本国内に住所を有することとなる場合は、再び第一号被保険者となります。このときも市区町村役場にて手続きが必要になります。

高年齢雇用継続給付（雇用保険）の活用

高年齢雇用継続給付には「高年齢雇用継続基本給付金」と「高年齢再就職給付金」の2種類があります。

労働条件を変更して継続雇用をしている高年齢者など、支給要件に該当する者がいる場合は活用していきましょう。

次の要件を満たしたときに支給されます。

- ① 60歳以上65歳未満の一般被保険者
- ② 被保険者であった期間が5年以上
- ③ 60歳以後の賃金が、60歳時点と比べて75%未満に低下
- ④ 高年齢再就職給付金（基本手当を受給し、60歳到達後に再就職をした者が対象）の場合は、再就職日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上

なお、②の「被保険者であった期間が5年以上」は、複数の会社での被保険者期間

を通算することができます（ただし、前職の資格喪失から再就職先での資格取得までの期間が1年以内等の要件があります）。

支給額は、60歳到達時の賃金と60歳以後に受ける各月の賃金を比較したときの低下率に応じて求めます。

61%以下に低下しているときは、各月に受ける賃金の15%相当額が支給されます。

61%超75%未満のときは、低下率に応じて、各月の賃金の15%相当額未満の額が支給されます（低下の幅が小さくなるにつれ、給付は15%より徐々に少なくなります）。

支給期間は、高年齢雇用継続基本給付金の場合、被保険者が60歳に達した月から65歳に達する月までとされています。高年齢再就職給付金の場合は、再就職日の前日における基本手当の支給残日数に応じて定められ、支給残日数が200日以上ときは2年、支給残日数が100日以上200日未満のときは1年が支給期間となります。

詳細は、ハローワークにお問い合わせください。

健康保険被保険者資格証明書の交付

協会けんぽの適用事業所に勤務することとなった被保険者またはその被扶養者が、健康保険被保険者証が交付されるまでの間に医療機関で受診する必要がある場合、年金事務所の窓口で「健康保険被保険者資格証明書」の交付を受け、これを医療機関に提示することで、健康保険の療養の給付を受けることができます。

被保険者資格取得届や被扶養者異動届と一緒に「健康保険被保険者資格証明書交付申請書」を提出すると、被保険者資格証明書は早期に交付されます。

郵送による手続きや、事業主の代わりに被保険者が提出することもできます。

年金事務所の窓口には、身分証明書（事業所の事務担当者など事業主以外の方が手続きをするときは、身分証明書のほかに「健康保険被保険者資格証明書」の受領について事業主の委任を受けていることが分かる「委任状」）を持っていけます。

年少者使用時の年齢証明（労基法）

年少者（満十八歳に満たない者）を労働者として使用するときは、年齢証明書（住民票記載事項証明書でよい）を事業場に備えつけておく必要があります。児童（中学校を卒業する年度末まで）は、原則として労働者として使用してはならないこととされています。ただし、健康・福祉に有害でない軽易な業務（事業の種類による年齢制限あ

り）については、一定の条件を満たした上で、労働基準監督署長の許可を受けて修学時間外に使用することが認められています。この場合、年齢証明書のほか、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者の同意書も事業場に備えておかねばならないとされています。